

議案第45号

向日市議会会議規則の一部改正について

向日市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和3年6月25日提出

提出者

向日市議会議員 上田 雅

賛成者

向日市議会議員 丹野 直次

〃 永井 照人

〃 長尾 美矢子

〃 和島 一行

〃 山田 千枝子

議会規則第 号

向日市議会会議規則の一部を改正する規則

向日市議会会議規則(昭和48年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第68条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項)</p> <p>第93条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>_____。</p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u></p> <p>_____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u></p> <p>_____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第68条 委員は、<u>事故のため</u></p> <p>_____出席できないときは、その理由を付け、当日開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>且数を定めて</u></p> <p>_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(請願書の記載事項)</p> <p>第93条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所および氏名(法人の場合にはその名称および代表者の氏名)を記載し、押印をしなければならない。</u></p>

<p><u>記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。</u></p>	
<p><u>3</u> 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</p>	<p><u>2</u> 請願_____を紹介する議員は、請願書の表紙に署名または記名押印しなければならない。</p>
<p><u>4</u> 略</p>	<p><u>3</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。